



2024年(令和6年)度

安全衛生基本実施事項

令和6年4月～令和7年3月



坂下組



株式会社 坂下組

目 次

1. 社長メッセージ	P 1
2. 安全衛生方針	P 2
3. 令和6年度 安全衛生目標	P 3～4
4. 令和6年度 安全衛生計画	P 5
5. 安全衛生基本実施事項・具体策	P 6～P 12
6. 安全衛生管理活動の留意事項	P 13
7. 株式会社 坂下組 安全施工サイクル	P 14

社 長 メッセージ

2024年(令和6年)度「安全衛生基本実施事項」の発表に当たり、ご挨拶申し上げます。皆様方には、日頃より職場の安全衛生活動の推進に際し、深いご理解と惜しみないご協力を戴いておりますことを心より感謝申し上げます。

建設業における労働災害の発生は、死傷災害、死亡災害とも減少傾向にありましたが、この10年間でみると労働災害の減少が下げ止まり傾向にあり、未だ建設工事における痛ましい災害が発生しております。

当社の重点実施防止対策の一つに掲げる墜落・転落災害についても、令和6年3月現在、型別死亡災害発生状況81人で、前年同期比32人の減少となっておりますが、ひとび発生すると重大災害に直結するため、引き続き高所作業時における安全対策等の法令を遵守し、「墜落・転落災害ゼロ」に真摯に取り組むことが重要です。

当社においては、令和5年度は重大な災害事故こそ無かったものの、「労働災害報告」では、熱中症を含む不休災害、階段踏み外しによる捻挫等の休業災害も報告されており、要因分析・再発防止対策を徹底し、災害防止に取り組んでおります。

また、令和3年10月より建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用し、「安全衛生パトロール」結果と同時に毎月分析して、安全衛生委員会での報告、各部会での教育・指導を推進しております。

建設工事を取り巻く環境の変化で、安衛法・安衛則が改正され、昨年9月に変更認可がなされた「建設業労働災害防止規程」が12月から適用されており、化学物質の自律的な管理、足場関係、石綿関係等の変更事項を踏まえ、労働災害防止対策が店社・作業所において円滑かつ効果的に講じられるよう、建設業労働安全衛生マネジメントシステム「SAKASHITA・COHSMS」を確実に運用しているところであります。

本年度も、建設工事従事者に対する安全衛生目標の重点実施事項の十分な浸透を目指して開発した「Health & Safety Action」を用いて労働災害防止対策を講じており、その分類の中では「健康系」として、建設工事従事者の心身の健康をも踏まえた健康障害防止対策・メンタルヘルス対策についても取り組んでまいります。

皆様におかれましても、今年度の「安全衛生基本実施事項」をはじめ、当社の様々な活動を通じて、「安全衛生管理」が全てに優先することを改めて認識し、関係者が一丸となって安全衛生活動を効果的かつ着実に実行していただきますようお願いします。

なお、当社としても皆様方が安心して、健康に働く快適な職場環境づくりを今後とも進めていく所存ですので、尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

安全衛生方針

当社は、安全で、心身の健康を保持増進できる快適な職場環境の形成を図り、安全衛生管理の原点にある「人間尊重」の理念の実現を目指す。

1. 労働災害の防止は、企業経営の基盤をなす重要課題であり、最優先して取り組む。
2. 心身の健康の保持増進を図る。
3. SAKASHITA・COHSMSを適切に実施し、運用する。
4. 労働安全衛生関係法令及び社内規定を遵守する。
5. 店舗と作業所が一体となって、安全衛生活動を展開し、安全衛生水準の向上に努める。

株式会社 坂下組

代表取締役社長 坂下利博

2024年(令和6年)度 安全衛生目標

基本目標

重大災害・公衆災害 の 「ゼロ達成」

管理目標

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①リスクアセスメントの確実な実施100% | ⑤飛来・落下災害、転倒災害ゼロ |
| ②墜落・転落災害ゼロ | ⑥交通労働災害ゼロ |
| ③建設機械・クレーン等災害ゼロ | ⑦有害物質との接触・熱中症災害ゼロ |
| ④倒壊・崩壊災害ゼロ | ⑧健康障害・感染ゼロ |

重点実施事項

【最重要実施事項】 リスクアセスメントの確実な実施

- ①リスクアセスメントに基づいて店社・作業所内の体制の整備と施工計画書（作業計画書・作業手順書含む）作成時におけるリスクアセスメントの確実な実施。
- ②リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報の入手と、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打ち合せへ反映し、実施状況を確認。
- ③作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対する必要な情報（SDS等）の入手とリスクアセスメントの実施。

(1) 墜落・転落災害防止対策の徹底

- ①安全な作業床の設置をする。
- ②高所作業時は安全帯を使用する。安全帯については作業環境等に応じた適切な安全帯を選定することや正しい着装、確実な使用について各教育を通じて周知する。
- ③8月1日から9月10日までの期間に行う「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知啓発を図る。
- ④その日の、足場作業における作業開始前は、あらかじめ点検者を指名し、その者に、手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検をさせ、異常を認めた場合は、直ちに補修又は取替えをする。
- ⑤足場の組立等の作業を行う場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく作業方法の導入に努めるとともに、足場の設置幅が1m以上ある場合は、本足場を設置する。
- ⑥高所作業については、作業手順を事前に検討して作業者に周知徹底する。
- ⑦脚立及び移動はしご作業においては、適正な使用を励行する。
- ⑧作業床の端部には、開口部の防護設備、及び滑動防止措置を講じた覆いを設ける。

(2) 建設機械・クレーン等災害防止対策の徹底

- ①各建設機械の種類ごとの安全対策の充実。
- ②センサー機能による危険予知システムの採用及び周辺作業員への危険体感教育等の実施。
- ③建設機械の作業半径内の立ち入り禁止及び荷の吊り上げ作業時は、吊り荷の下への、立ち入り禁止を徹底する。
- ④車両系建設機械作業等で、誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者による合図を行う。
- ⑤解体工事においては、解体用機械の運転者及び周辺作業者に対する安全教育の実施と安全対策の徹底を図る。

(3) 倒壊・崩壊災害防止対策の徹底

- ①仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐えられる強度を確保する。
- ②仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等を組み立てる時は作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立てる。又、解体も作業計画通り行う。
- ③型枠支保工の組み立て作業等、作業主任者の選任を必要とする作業は、作業主任者の直接の指揮の下で作業をする。
- ④地山の掘削等の「斜面崩壊による労働災害の防止に関するガイドライン」「斜面点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づく対策の実施。

(4) 飛来・落下災害防止対策の徹底

- ①足場、型枠支保工の組み立て・解体時等の作業は、安全ネット・防護柵等の設備を講じる。
- ②材料落下防止のため作業床の端に幅木、メッシュシート又は防護網等を設ける。
- ③材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート等により、風、振動等による倒壊及び落下防止の措置を講じる。
- ④資材置き場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れによる災害を防止するため、高さ2m以内にとどめるとともに通路を確保する。
- ⑤作業の性質上やむを得ず上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具類を落下させないように、作業者に吊り網、吊り袋等を使用させる。

(5) 転倒災害防止対策の徹底

- ①作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。
- ②5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)の徹底により、床面の障害物の撤去を講じる。
- ③エイジフレンドリーガイドラインに基づいた、働く高齢者の特性に配慮した対策を講じる。

(6) 交通労働災害防止対策の徹底

- ①「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づく、運転者に対する交通安全教育、ながら運転や長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理実施。
- ②事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通安全情報マップ等による危険情報の共有。
- ③工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等の計画的な実施。
- ④店社の安全運転管理者は酒気帯び有無の確認をする。確認した内容を記録し、1年間保存する。

(7) 石綿障害予防対策の徹底

- ①建築物の解体・改修工事において、改正石綿障害予防規則に対応した石綿含有材の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の確実な実施と記録保存（3年間）。
- ②調査結果に基づき石綿含有建材が確認された場合、除去等の工事計画の所轄労働基準監督署への届け出（14日前まで）と「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた対策の確実な実施。
- ③石綿が含まれる成形板など除去工事は切断・破碎等によらない方法で行い、切断・破碎等が必要な場合は湿润化及び作業場の隔離の確実な実施と確認。
- ④石綿等を取り扱う作業における特別教育の実施及び石綿作業主任者の選任による直接指導。
- ⑤石綿等の含有レベルに適合した電動ファン付呼吸用保護具や保護衣の使用。
- ⑥事前調査結果の記録、記録の写しの現場への備え付け及びその概要の掲示。
- ⑦周辺住民への石綿ばく露防止のため、適切な作業方法の遵守。
- ⑧除去工事終了後の隔離解除前の有資格者による石綿等の取り残しの有無の確認。
- ⑨石綿が含まれている建築物、工作物の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年保存の徹底。

(8) 粉じん障害防止、振動・騒音障害予防対策の徹底

- ①建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底。
- ②ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、掘削作業・ずり積込み作業による粉じん発散を防止するため、湿潤化等の措置を講ずる。また、坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を行う。また、「ずい道等建設労働者健康管理システム」を活用し、建設労働者の健康情報等の登録を行うとともに、建設労働者の長期的な健康管理を講じる。
- ③金属等の研磨作業、はつり、解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底。
- ④アーク溶接作業・金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係る粉じん発散低減措置及び有効な呼吸用保護具等の使用を徹底する。
- ⑤ロックウールのばく露等による健康障害防止のため作業手順を定め作業させる。
- ⑥じん肺健康診断の実施の徹底。
- ⑦振動工具による振動障害を予防するための作業手順を定め作業する。また、振動工具を用いた作業は、ばく露時間を定めた作業計画を作成し作業する。
- ⑧「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、騒音障害を防止する。

(9) 化学物質等の危険有害性防止対策の徹底

- ①化学物質の危険有害性による、作業者の健康障害を防止するため、店社のリスクアセスメント実施手順により「化学物質を取り扱うリスクアセスメント」を実施し措置を講じる。
- ②作業者に対して、有害物質の危険有害性等について労働衛生教育を実施する。また、定期的にパトロール等を実施し、リスクアセスメントの実施における措置の実施状況を確認する。
- ③建設業における化学物質管理のあり方に関する検討会において策定された典型的な、6作業については建災防より公開された「建設業における化学物質取り扱い作業リスク管理マニュアル」を参考資料として「化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメント」を実施する。

(10) 熱中症予防対策の徹底

- ①厚生労働省の「職場における熱中症予防基本対策要綱」などを参考に熱中症予防対策を徹底する。
- ②厚生労働省のポータルサイト「職場における熱中症予防情報」の「STOP!熱中症 クールキャンペーン」などに基づく対策の実施などを参考に熱中症予防対策を徹底する。

(11) 感染症予防対策の徹底

- ①新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ感染症等の情報は常に把握しておく。
- ②出勤前の検温等による体調確認と異常があった場合の連絡の徹底。
- ③作業開始前の検温等による体調確認の徹底。
- ④人との間隔は、触れ合わない距離を確保する。
- ⑤手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底。
- ⑥「感染予防習慣」として、その場に応じたマスク着用など、基本的な感染症への対策を行う。

(12) 健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底

- ①長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外・休日労働の削減・年次有給休暇の取得促進に努める。また、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、時間外労働管理に努める。
- ②健康診断の確実な実施及びその結果に基づいた就業上の措置の徹底。
- ③ストレスチェックを確実に実施する。また、建設現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取り組みの実施。

令和 6 年度 安全衛生計画

点検・評価報告

報告部署作業所名

部門長又は所長名

工 期

報告期限 工事完了後10日以内 又は
上期 令和6年10月10日

三

上期・下期の報告は、提出欄に
印を入れること

安全衛生方針	<p>当社は、安全で、心身の健康を保持増進できる快適な職場環境の形成を図り、安全衛生管理の原点にある「人間尊重」の理念の実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働災害の防止は、企業経営の基盤をなす重要課題であり、最優先して取り組む。 ② 心身の健康の保持増進を図る。 ③ SAKASHITA・COHMS を適切に実施し、運用する。 ④ 労働安全衛生関係法令及び社内規定を遵守する。 ⑤ 店社と作業所が一体となって、安全衛生活動を展開し、安全衛生水準の向上に努める。 	書式 - 5.1.11 2022.3.15現在								
安全衛生目標	<p>基本目標 管理目標</p>	<p>重大災害・公衆災害の「ゼロ達成」を目指す。</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="1327 148 1704 158">① リスクアセスメントの確実な実施100%</td> <td data-bbox="1704 148 2168 158">⑤ 飛来・落下災害、転倒災害ゼロ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1327 158 1704 164">② 墜落・転落災害ゼロ</td> <td data-bbox="1704 158 2168 164">⑥ 交通労働災害ゼロ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1327 164 1704 174">③ 建設機械・クレーン等災害ゼロ</td> <td data-bbox="1704 164 2168 174">⑦ 有害物質との接触、熱中症災害ゼロ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1327 174 1704 180">④ 倒壊・崩壊災害ゼロ</td> <td data-bbox="1704 174 2168 180">⑧ 健康障害、感染ゼロ</td> </tr> </table>	① リスクアセスメントの確実な実施100%	⑤ 飛来・落下災害、転倒災害ゼロ	② 墜落・転落災害ゼロ	⑥ 交通労働災害ゼロ	③ 建設機械・クレーン等災害ゼロ	⑦ 有害物質との接触、熱中症災害ゼロ	④ 倒壊・崩壊災害ゼロ	⑧ 健康障害、感染ゼロ
① リスクアセスメントの確実な実施100%	⑤ 飛来・落下災害、転倒災害ゼロ									
② 墜落・転落災害ゼロ	⑥ 交通労働災害ゼロ									
③ 建設機械・クレーン等災害ゼロ	⑦ 有害物質との接触、熱中症災害ゼロ									
④ 倒壊・崩壊災害ゼロ	⑧ 健康障害、感染ゼロ									

(注) ① 目標及び目標結果:数値(○○%)で記入す

る。②評価：目標結果に対する自己評価及び今後の課題に対する対策・予防策を記入する。施工計画検討会の開催日を記入する。③報告期限：点検後10日以内に報告する。④年間マジックール：該当欄に●印する。

- 5 -

安全衛生基本実施事項・具体策

1. SAKASHITA・COHSMSの実施・運用について

- ① 店社・作業所は、リスクアセスメントに基づく低減措置を施工計画・作業計画・作業手順へ反映し、リスクアセスメント低減措置の実施と実施状況の記録確認を行い、労働災害の未然防止と安全衛生管理水準の向上を目指すため、適切に実施・運用する。
施工計画時に、化学物質を取り扱う作業を把握し、その作業のリスク情報を入手し、建設工事従事者の健康障害防止に努める。
- ② 施工計画検討会で作業所の特性を考慮した災害防止対策を確立する。
施工計画検討会記録・施工計画書・工事安全衛生管理計画表で、施工計画・安全衛生対策等を明らかにする。
「作業所安全衛生目標」は、店社リスクアセスメント（RA）を確認し、作業所リスクアセスメント（RA）を実施し、目標を定め明らかにする。
また、作業所リスクアセスメント実施時は、化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメントも実施する。
- ③ 毎日の作業は、協力業者リスクアセスメント（RA）を確認し、安全作業打合せ書で作業計画・作業手順を定め、作業にかかるリスクアセスメントを実施し、作業所長・職長の明確な指示のもと、全作業員に周知して作業を開始する。
化学物質を取り扱う作業では、リスクアセスメントを作業員へ周知し適切な措置を講じる。

2. 安全衛生教育の推進

- ① SAKASHITA・COHSMSの実施・運用に関する教育の徹底を図る。
担当＝安全衛生室長及び各部門長・各部門システム推進員
安全衛生委員会・月例会等で、安全衛生に関する事項等を発信する。
- ② 各種講習会への受講日を周知し計画する。
建設業労働災害防止協会（建設業安全衛生教育センター・建災防宮崎県支部主催）講座
(公社)宮崎労働基準協会主催講座 等
- ③ 関係請負人（協力業者）への安全衛生教育を実施する。
 - ・各作業所は、毎月1回以上は建設工事従事者へ教育を実施する。
 - ・店社は、作業所へ毎月のヒヤリハット報告集計・パトロール結果報告等を資料として発信する。
 - ・店社は、各作業所の建設工事従事者への安全衛生教育を支援する。

3. 主要災害防止の具体的対策

リスクアセスメントの確実な実施

店社・作業所は下記 1)～4) のリスクアセスメントを実施・運用する。

- 1) 店社リスクアセスメント（事故・災害報告、ヒヤリハット報告、店社パトロール報告にRA）
- 2) 作業所リスクアセスメント（各作業所は着工から完成までのRAを着工前に作成）
- 3) 各作業所における協力業者リスクアセスメント（各工種ごと協力業者がRAを作成し提出）
- 4) 化学物質等に関するリスクアセスメントについては、絵表示を確認してSDSを入手する。店社の「化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメント」を実施して、作業員へ周知し対策を講じる。

（1）墜落・転落災害の防止

- 1) 作業主任者の選任を必要とする作業は、その者の直接の指揮の下で行う。
足場の組み立て等の作業では、特別教育修了者が従事する。（H29.7.1から義務化）
- 2) 墜落の恐れのある箇所での作業は、作業床を設け、その周辺には手すり等の措置を講じる。
作業床の幅は、40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、床材と建地とのすき間は12cm未満とする。（安衛則：563条）
- 3) 高さ2m以上の開口部、作業床の端部には、床面からの高さ90cm以上の手すり、囲い等及び滑動防止措置を講じた覆いを設ける。手すりを設けた場合には、中さん、幅木等を設ける。
又、開口部であることの注意喚起の標識を設ける。
必要により取り外した場合は、その作業が終了後、直ちに復元する。
- 4) 作業床の設置等で、高さ2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く）で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる作業を行う場合には、防護網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じる。
 - (1) 鉄骨組み立て作業 (4) 屋根上における作業
 - (2) 足場の組み立て、解体又は変更の作業 (5) のり面等における作業
 - (3) 足場における作業 (6) その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業
上記の（1）～（6）において、高さ5mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させる。
- 5) 安全帯等の使用は、高さが2m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防護網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じる。また、安全帯を使用する場合は、使用方法、使用条件を周知し遵守させる。
 - (1) 開口部等における手すり、囲い、覆い (2) つり足場における作業
等の防護設備の取り付け若しくは取り (3) 一側足場における作業
外しの作業又は防護設備を取り外して (4) 足場において、手すりを取り外して行う作業
行う作業 (5) 足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業
上記の（1）～（5）において、高さ5mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させる。

- ただし、前項 4) 及び 5) の作業で、フルハーネス型安全帯の着用者が地面に到達するおそれがある場合の「高さ 5m以下」は、胴ベルト型安全帯（一本吊り）を使用することができる。
- 6) 足場組立・解体作業は、その作業員と作業手順を確認してから作業に着手する。
また、立入禁止措置については、その日の作業所全員に周知して作業を開始する。
 - 7) 足場設置場所の幅が 1 m以上ある場合は、原則本足場を設置する。
(設置場所が 1 m未満であっても可能な限り本足場を設置する)
 - 8) 足場の新設・一部変更等組立後の点検は、あらかじめ点検者を指名し、その者に、点検をさせ、組立作業業者及び元請担当者がそれぞれ点検する。その点検結果及び補修等の措置内容を記録し、点検実施者の氏名を明記し、足場を使用する作業を行なう仕事が終了するまでの間、これを保存する。
 - 9) 高所作業車・脚立・移動足場等を使用する作業は、作業所長に作業に最適な足場の使用許可を受け、使用時のルールを定め、そのルールを遵守して作業する。又、作業周辺（床など）に物など置かない。
また、高所作業車等使用時は、高所での作業中である旨の表示・立ち入り禁止措置等の措置を講じる。
 - 10) 脚立・移動はしごは丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形のないものを使用する。脚立を使用する場合は 脚立使用作業手順書（脚立の設置方法、作業方法等について）を作成し教育・周知する。また、作業に応じ可能な限り可搬式作業台を推進する。
 - 11) ロープ高所作業では、ロープ等の作業開始前点検を実施し、身体を保持する器具を取り付けるロープ（メインロープ）の強度の確保に加え、安全帯を取り付けるロープ（ライフライン）の設置を行う。
また、同作業に就く作業者に対する特別教育を確実に実施する。
 - 12) 高年齢労働者や基礎疾患等のある作業者については、健康状態等を配慮し、高所作業以外の作業に従事させるなど適正な配置を行う。
 - 13) 開口部等の防護設備については、あらかじめ点検者を指名し、その日の作業開始前にその者に、開口部等の状況について点検させ、異常が認められた時は、直ちに補修し、又は取り替える。
 - 14) 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、開口部及び開口部付近への関係者以外の立ち入り禁止し、かつ、見やすい箇所に「開口部使用中注意」との表示をする。
 - 15) その日の足場における作業を行うときは、あらかじめ点検者を指名し、その者に、その日の作業開始前に手すり等の状態について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替える。
 - 16) 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中地震以上の地震又は足場の組立等の後において、点検者を指名し、その者に、足場における作業開始前に、材料の状態、手すり、巾木等各部材の取り付け状態、脚部の沈下・滑動の状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替える。
 - 17) 点検を行ったときは、点検結果及び補修等の措置内容を記録し、点検実施者の氏名を明記し、足場を使用する作業を行なう仕事が終了するまでの間、これを保存する。

(2) 建設機械・クレーン等災害の防止

- 1) 機械の運転・玉掛け作業は有資格者が行う。OP者は資格証を携帯する。顔写真入カードを運転席に掲示する。
- 2) 建設機械（電動機械工具含む）・クレーン等（玉掛け用具を含む）の作業開始前点検記録の提出を受け確認する。又、月次点検・年次点検も確認する。
- 3) クレーン等の定格総荷重と吊り荷等との比較検討を的確に行う。
移動式クレーン（H31.3.1以降に製造された）の吊り上げ荷重 3 t 未満の定格荷重制限装置（直ちに作動を自動的に停止する装置）を備えているか確認すること。
- 4) 関係者以外の者の作業半径内立入禁止措置を講じるとともに、吊り荷の直下には作業員を立ち入らせないようにする。
- 5) 建設機械によるはさまれ・巻き込まれ・激突されによる災害防止のため、死角の確認等は誘導員の合図等による安全対策を実施し、人感センサー等の装置導入対策の工夫をする。特に車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、機械の種類、能力、運行経路の設定、配置、運転者及び誘導員の配置、照明設備、標識等を盛り込んだ作業計画を定め、この計画により作業を行う。
- 6) 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならないので、誘導員を配置する場合を除き作業員を重機の走行範囲・作業半径内に立ち入らせないこと。また、運転者は、誘導員が行う誘導に従うこと。
(安衛則第158条)
- 7) 車両系建設機械の運転について誘導者を置く時は、一定の合図を定め誘導者は合図を行う。(安衛則第159条)
また、誘導者に腕章を使用されること等により、関係者が識別できるようとする。(グーパー運動の推進)
- 8) 車両系建設機械（バックホウ）による用途外使用は禁止する。
- 9) 車両系建設機械の運転中に飛来物又は落下物により運転者に危険が生じる恐れのある場合にあっては、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設ける。
- 10) 路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれがある場合においては、転倒時保護構造（ROPS）、横転時保護構造（TOPS）を有し、かつ、シートベルトを備えた車両系建設機械を使用するように努めるとともに、シートベルトを備えた車両系建設機械においては、運転者に使用させる。
- 11) コンクリートポンプ車の輸送管等の組立又は解体を行うときは、作業の方法、手順等を定め、これらを作業者に周知させかつ、作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮の下に作業を行わせる。
また、ブーム使用時には合図者を指名し、操作者とホースの先端を保持する者との合図・連絡は、通信無線等で正確にはっきりとを行い、ブーム下における作業は禁止させ、打設時は、ホースの先端に作業員がいないことを確認する。
- 12) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止対策（電路の移設・防護等）を行い、監視員を配置する。

- 13) 基礎工事用建設機械の組立または作業においては、転倒を防止するため、あらかじめ作業所の地形、地質の状態を調査する。調査結果から敷き鉄板の敷設、馳走地盤の改良等による地盤補強の方法や作業方法などについての作業計画を定め、この計画により作業を行う。なお、作業内容に変更が生じた場合は、作業計画の見直しを行う。
- 14) 高所作業車を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、作業場所の状況、当該作業車の種類及び能力等に対応する作業計画を定めその計画にも続き作業を行う。また、高所作業車を用いた作業の際は、作業指揮者を定め作業の指揮をさせる。あらかじめ、高所作業車の種類及び能力に応じて技能講習終了証等により確認し、法令による資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。
- 15) 解体工事においては、あらかじめ作業場所の調査を行い、機械の種類、運行経路、立ち入り禁止場所、作業方法等を示す作業計画を定め、関係者に周知する。
- 16) 解体工事においては、解体用機械の運転者及び周辺作業者に対する安全教育の実施と安全対策を徹底して解体作業計画で作業員の作業場所（解体用機械立ち入り禁止）を周知し作業を行う。又、アタッチメントの装着または取り外しにあたっては、ブーム時の降下やアタッチメントの倒壊等による危険を防止するために架台を使用し、当該作業を指揮する者に架台の状況を監視させる。
- 17) ロングスパン工事用エレベーターは、指名者に運転させ、積載荷重を超える荷重をかけて使用しない。

(3) 倒壊・崩壊災害の防止（地山掘削・土止め支保工・足場・型枠支保工等）

- 1) 仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐えられる強度を確保する。
 - ・仮設構造物の土止め・型枠支保工・足場等を組み立てる時は、作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立てる。又、解体も作業計画通り行う。
- 2) 作業主任者の選任を必要とする作業は、その者の直接の指揮の下で行う。
安全帯及び保護帽等の使用状況を監視させる。
- 3) 地山の掘削等の斜面崩壊による労働災害防止対策はガイドラインに基づいた点検・監視・防止措置を講じる。
 - ・日常点検は、作業開始前点検を行い作業終了時点検も実施する。
 - ・切土部の掘削高さが概ね1.5m～10m以下の斜面掘削作業では、着工前に実施する地質等の調査結果、及び発注者、調査・設計者、施工者（元方事業者及び専門施工業者）の3社が共通して用いる点検表を使用して斜面の状況を確認し得られた点検結果に基づく作業計画を作成する。
 - ・斜面の点検者は、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」に基づく教育を実施する。
- 4) 毎日の作業計画書（安全作業打合せ書）の記載内容の充実（機械の配置・協議確認事項を正確に記入）を図り、関係者への周知を徹底するとともに、手順に基づいて作業する。
- 5) コンクリートを打設する場合は、コンクリートの偏荷重による型枠支保工の倒壊を防止するため、コンクリートの打設方法や順序などを定めた打設計画を策定し、当該計画により作業を行う。
- 6) 安全なこう配を守り掘削する。すかし掘りはしない。
- 7) 法肩に残土等置かない。
- 8) 資材等は立て掛けして置かない。立て掛けする場合は、倒壊防止策を講じること。

(4) 飛来・落下災害防止

- 1) 足場、型枠支保工の組み立て・解体時等の作業は、安全ネット等の設備を講じる。
 - ・足場資材、型枠資材の飛来落下防止策として、養生シート、安全ネット張り等の措置を講じると共に、作業主任者・作業指揮者・合図者及び監視人の配置ならびに立ち入り禁止区域の設定等の措置を講じる。
- 2) 強風・台風時は、カラーコーン、足場安全ネット・朝顔、仮囲い、法面養生材等の点検、措置を講じる。
- 3) 材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート等により、風、振動等による倒壊及び落下防止措置を講じる。
- 4) 資材置き場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れによる災害を防止するため、高さ2メートル以内にとどめるとともに通路を確保する。
- 5) 作業の性質上やむを得ず上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具類を落下させないように、作業者に吊り網、吊り袋等を使用させる。
- 6) 長期間に渡る工事や歩行者が多い場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に則り、防護構台、防護棚（朝顔）等を設置する。

(5) 転倒災害防止（荷役運搬等による災害の防止も考慮する）

- 1) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。
 - ・段差は足場板等で解消し、危険箇所は注意喚起目的のロープ、表示設置等の措置を実施する。
 - ・階段等を移動する時は、箱型の荷物を抱えて昇降しない。（段差で転倒する危険がある）
 - ・スラブ配筋上での作業・生コン打設等の足元確保では、通路段差解消・作業床幅400mm以上確保のため、メッショーロード等を使用する。
 - ・作業場内の整理整頓に努め、安全通路の確保を図る。
5S：整理・整頓・清掃・清潔・躰に努め、安全通路を確保する。
整理：要るものと要らないものを区分し、要らないものを一掃する。
整頓：必要なものを、必要な時に、必要な量だけ安全に取り出せるように、物品の置き場、置き方を決めておく。
- 2) 転倒防止策として、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリー対策を講じる。
※働く高齢者のための安全確保と健康管理「エイジフレンドリーな職場を目指す！」

- 3) 危険個所の表示等の危険の「見える化」・「視覚教材等の活用」・「転倒災害を防ごう」のポスター等による注意喚起を行う。
- 4) 資材等の運搬については、計画段階において機械運搬を心掛け、なるべく人力運搬を避けるようにする。人力運搬がある場合には、荷の重量や取り扱い回数を考慮し、腰部に過度な負担がかからないようにする。
- 5) 車両系荷役運搬機械等を使用する場合や複数人による人力の場合には、作業指揮者を定め、あらかじめ定めた作業計画に基づき作業指揮を行う。
- 6) 通路、作業箇所等には、物置場所等を定めることにより整理整頓、照明、段差等に配慮し、安全通路を確保する。

(6) 交通労働災害防止

- 1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づく災害防止対策の推進。
- 2) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うと共に、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないよう管理する。
- 3) 見通しのきかない踏切、転落のおそれのある路肩等の危険箇所について交通安全情報マップ等による危険情報の共有、誘導による安全運転を励行する。
- 4) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転するよう努める。
また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮する。
- 5) 工事現場内の工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。
- 6) 走行前、途中、走行後自動車の点検を実施する。特にタイヤの摩耗等に注意する。
- 7) 過積載や偏荷重が生じないように積載する。
- 8) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。
- 9) 同乗者にも必ずシートベルトを着用させる。
- 10) 飲酒運転及び運転中の携帯電話の使用等の「ながら運転」をしない。
- 11) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。
- 12) 作業所での駐車時は、車両の車止めの使用を徹底する。
- 13) 作業所内でダンプ等の車両をバックする時は、誘導者の合図に従う。（誘導員は笛等の補助具を使用する）
- 14) 道路交通法施行規則の改正「2022（令和4）年4月1日」に伴う酒気帯び確認業務については、安全運転管理者が実施する。2022（令和4）年9月までは、目視により酒気帯びの有無を確認業務であったが、2022（令和4）年10月からは、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認することになっており確認した内容を記録し、1年間保存する。
なお、作業所においては、毎日の作業安全打合せ書により、作業員を含めた確認を作業所長が行い、作業所長は、その確認された状況を、毎月安全運転管理者に報告する。

(7) 石綿障害予防

- 1) 事前調査を実施する。
 - ①発注者からの石綿などの使用状況の通知（情報を入手する）
 - ②建築図面調査及び現地調査
 - ③分析による調査
 - ④事前調査の結果の記録、記録の写しの現場への備え付け及びその概要の掲示
事業場の名称・調査方法及び調査場所・調査分析結果・調査者氏名及び所属・調査終了の年月日その他必要な事項を記載したものを作業場に掲示する。掲示する場所は、作業に従事する労働者及び周辺住民に見えやすい場所とする。
石綿が使用されていない場合であっても、記録・掲示する。調査結果の記録（石綿則第3条第5項）は3年間保存する。
- 2) 建築物等の解体等の作業に伴う石綿作業除去作業、または改修工事等における封じ込みの作業を行う場合には、作業計画を定め作業を行う。
 - ①作業の方法順序
 - ②石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法
 - ③作業者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
上記①から③までは作業計画を関係作業者に周知する。
- 3) 壁・柱・天井等に石綿が使用されている除去作業は、その作業を行う作業場所から隔離等の措置を講じる。その場合は、事前に作業計画を作成し隔離の方法等の措置を講じる。
- 4) 作業場所の負圧の状況、集じん、排気装置の排気口からの漏えい等結果、異常が確認された場合は作業を中断し、速やかに補修等必要な措置を行う。
- 5) 石綿を取り扱う業務または周辺業務に常時従事する作業者に対し、石綿に関する特殊健康診断を実施する。この健康診断の結果については当該作業に従事しなこととなった日から40年間保存する。
- 6) 石綿を取り扱う作業については、石綿作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。

- 7) 建築物等の解体等の作業に伴う石綿除去作業及び改修棟における封じ込めまたは囲い込みの作業については、作業者に対し特別教育を行う。（詳しくは、厚生労働省・環境省が公表している「建物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」を参照のこと。）
- 8) 石綿等を取り扱う作業場には、関係作業者以外の者の立入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。

(8) 粉じん障害防止、振動・騒音障害予防

- 1) 建築物の解体等における作業では、作業計画で飛散物等を把握して、湿潤化及び飛散防止対策を徹底する。
- 2) コンクリート造建築工事等におけるコンクリート研磨作業では、粉じんの発散程度に応じてグラインダにフィルタ付真空清掃機を装着するなどの粉じん発散低減対策を施し、呼吸用保護具の適切な使用等を徹底する。
- 3) じん肺法に定めるところにより、じん肺健康診断を行う。
- 4) 「ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における紛じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）に基づき措置を講じる。
- 5) 屋内・屋外にかかわらずアーク溶接作業、岩石の裁断、岩石・鉱物の研磨、バリ取り作業(板金製品など加工された金属の残留物や付着物の削り取り)等に係る粉じんの有害性の認識の徹底、粉じん作業等の明示及び呼吸器用保護具の適切な使用を徹底する。
- 6) アーク溶接等作業は特定化学物質作業主任者の指揮の下で行い、従事する労働者には6ヶ月以内ごとに1回、特殊健康診断を実施する。
また、アーク溶接作業では、特定化学物質作業主任者等を選任し、法令（厚労省基発0403第6号）に定める事項を行わせる。（R6.1月1日からは、特化物技能講習の科目のうち、金属アーク溶接等作業に係る者に限定した技能講習「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設された。）
- 7) ロックウールのばく露による健康障害防止のため、作業手順を定め作業させる。
 - ・ロックウール吹き付け作業者に対し、粉じん発散防止及び換気の方法、保護具の使用方法有害性についての教育を実施する。
- 8) 振動障害（ばく露）等予防については、作業方法の改善、作業手順の作成及び関連した作業を組み込ませる等の実施によって、振動へのばく露ができるだけ少なくなるようする。
振動工具取り扱い作業者には、防振手袋を、騒音についても基準値85dB以下の場合も、作業状況を判断し耳栓及び耳覆い等の適正な安全衛生保護具を使用させる。
具体的な振動工具を用いた作業計画書を作成し、作業者に周知徹底を図る。
振動障害防止対策は、振動工具の使用時間の管理・防振手袋の着用の徹底・特定の労働者に作業が偏らないようとする。
※振動工具の一例：ピックハンマー、コンクリートバイブレーター、草刈り機、チェーンソー
※伐木作業等は、切創防止用保護衣着用を徹底し、「伐木・チェーンソー作業従事者特別教育」を修了している方が従事する。
- 9) 「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、車両系建設機械による掘削、積み込みを行う坑内の作業場、圧縮空気により駆動される手動電力工具を取り扱う業務、岩石等を動力により破碎・粉碎する業務、コンクリートカッターによる道路舗装のアスファルト等の切断業務、チェーンソーによる立木の伐採作業等による騒音障害を防止するため、次の措置を講じる。
 - ・音源に近接する場所において、作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行う。
- 10) 測定の結果85dB(A)以上 90dB(A)未満の場合は、必要に応じ作業者に防音保護具を使用させる。90dB(A)以上の場合は、作業者に必ず防音保護具を使用させると共に、保護具使用を標識により掲示する。
- 11) 著しい騒音・振動・水質汚濁・粉塵等を発生させる有害な作業では、使用する機械の変更・工法の改善等の措置を講じる。

(9) 化学物質等の危険有害性防止対策の徹底

- 1) 化学物質の材料を取り扱う作業では、化学物質の危険有害性による作業者の健康障害を防止するため、化学物質等による危険性または有害性等の調査等に関する指針」等に基づき措置を講じる。
- 2) 化学物質の管理に資するため、危険有害性の表示と化学物質等安全データーシート（SDS）を確認して、店社の「化学物質を取り扱うリスクアセスメント」を実施して、その危険有害性の対策を作業者に周知する。また、作業者に対して化学物質の危険性等について労働衛生教育を実施する。
- 3) 建設業における化学物質管理のあり方に関する検討会において策定された典型的な、6作業の①セメント粉体取り扱い②スラリー取り扱い③ドア塗装④防水⑤シーリング⑥接着（長尺床シート等）のマニュアルを積極的に活用し、適切なリスクアセスメント及びその対策を講ずる。6作業については、「建設業における化学物質取り扱い作業リスク管理マニュアル」が、2024年3月26日に建災防より公開されており、新たな化学物質の自律的管理として、建設業に求められる事項を基に、6種類の作業に対する管理マニュアルを参考資料とし、「化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメント」を実施する。
(建災防公開参考資料「建設業における化学物質取り扱い作業リスク管理マニュアル」：6作業 □安全衛生室格納)
(令和4年度建設業における化学物質のあり方に関する検討員会報告書（令和5年3月）を参照 □安全衛生室格納)
また、土木工事で使用される鉄筋防錆材（サビラーズ）についても適切なリスクアセスメント及び対策を講ずる。

- 4) 新たな化学物質の自主的管理は、すべての規模、業種の事業場の義務とされるので、建設業に求められる取り組みとして、下記の事項について各事業場（作業所）は、それぞれの作業着手前に確認する。
- ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任する事の確認。
 - ・リスクアセスメント対象物について労働者ばく露濃度を最小限度にする。
 - ・濃度基準値が設定されている物質について労働者のばく露濃度を基準値以下にする。
 - ・リスクアセスメント結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するとともに記録を作成、保存する。
 - ・皮膚等障害化学物質等へ直接接触（使用手袋の透過によるものを含む）を防止する。
 - ・化学物質ばく露低減措置、リスクアセスメントの結果、事業者が実施した健康診断に関する事項を衛生委員会等に付議する。

(10) 熱中症予防

- 1) 快適な職場環境の形成をはかり、夏場における熱中症予防の対策を講じる。
 - ・熱ストレスの評価を行う暑さ指数は、WBGT測定器を設置するなどしてWBGT値を活用する。
(JIS規格に適合したWBGT値測定器は黒球付きを使用する)
 - ・WBGT値測定器による測定結果が、基準値を大幅に超える時は、原則として作業を行わないことも含めて作業時間の見直しを図る。
 - ・WBGT値測定結果に基づく適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労回復を図ると共に、十分な水分・塩分の補給ができるよう冷水やスポーツドリンク等を常備しておく。
また、作業場所に冷却水、氷水等、十分な水分、塩分の補給が適宜行えるようにし、摂取状況を確認する。
 - ・適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労回復を図る。掘削作業等エネルギーの多い作業や連続作業は、できるだけ少なくする。
 - 2) 服装は、透湿性、通気性の良いものにし、空調服・クールベスト等の採用に努める。また、通気性の良い保護帽や後部に日よけのたれ布を取り付ける。
 - 3) 屋外作業において、直射日光を遮ることのできる日よけ等の設置及び涼しい休憩場所や体を冷やすことのできる設備の設置。
 - 4) 高温多湿作業場所で、作業する作業者及び新規入場者など熱慣れしていない作業者については、徐々に熱に慣れさせる期間（暑熱順化期間）を設けるなど配慮する。
 - 5) 職長は、作業員の適正な配置を行うために、健康診断の結果から作業者の日常の健康状態を把握すると共に、作業開始前に前日の睡眠等の生活の状態、体調を確認し、これに応じて適正な配置を行う。
 - 6) 作業中は、作業者の作業状態に異常がないかを確認するため、頻繁に巡回を行うほか、複数の作業者いる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態を留意させる。
作業を管理する者及び作業者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例等について労働衛生教育を行う。
※熱中症の症状と分類（軽症・重症度を分類している表）等を参照し、異状を認めた時は、躊躇することなく救急隊を要請すること。

(11) 感染症予防対策の徹底

- 1) 感染症予防対策については、重点実施事項(11)に掲げる6項目の実施を徹底する。
また、全国・地方・地域の感染者等の状況を把握して、予防対策の対応を講じる。

(12) 健康保持増進・メンタルヘルス対策の推進

- 1) 常時使用する作業者に対し、雇入れ時及び定期の健康診断を行う。
- 2) 定期健康診断の結果、有所見者は自分の健康は自分で守るという自己管理意識を持って対処する。
(健康診断結果により、かかりつけ医の指導の下健康管理を行う)
　　< 安全衛生作業の基本はまず健康 >
- 3) 作業者の健康保持増進のため、健康状態の把握に努め、心身両面にわたる健康づくり及び健康に関する教育を行う。また、快適な職場環境の形成に努める。
- 4) 高年齢作業者が安心して働く職場環境づくりに努める。
- 5) 「高年齢労働者と安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく加齢による身体機能低下によるリスク等を考慮した措置の推進を図る。
- 6) 健康診断及びメンタルヘルス不調の予防のため、ストレスチェックを実施する。
メンタルヘルス対策については、「坂下組におけるストレスチェック制度対応について」を基に、「ストレスチェック制度実施規程」に定めた事項に基づき実施する。
また、メンタルケアに関する教育・情報を提供するなど快適な職場環境の形成・改善に取り組む。
- 7) 建設現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取り組みの実施を推進する。
- 8) 受動喫煙防止対策を徹底する。
専用の喫煙所を設置できない場合は、屋外喫煙所を設置する。ただし、労働者の日常使用している通路及び休憩所建物等への出入り口などには設置しない。労働者が直近で受動喫煙を受けない場所に設置する。また、第三者の通行帯・近隣家屋等、隣接する場所に設置する場合は、屋外排気等には十分考慮する。

4. 火災災害の防止及び電気災害防止

- 1) 火気を使用するときは、火元責任者を定め、使用の都度「火気使用届」を提出させ、使用中・使用後の点検と確認を行わせる。
- 2) 火気を使用する作業は、消火器・防水用水・砂等を常に適切な場所に配置する。
- 3) 引火物・爆発物等は、保管場所を定め、危険物の表示をするとともに、その付近での火気使用を厳禁する。
- 4) 消火器の設置場所の周知と使用方法の訓練を行う。
- 5) 電気工事の計画及び作業中に必要事項を調査し、感電防止に必要な計画を立て作業を実施する。
 - ・架空電線の近接状況
 - ・地中電線の敷設状況
 - ・電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
 - ・受変電設備の状況

5. 安全施工サイクル活動の確実な実施

- 1) 毎日の実施事項
 - ①安全朝礼
 - 作業所全員によるラジオ体操の実施・協力業者からの作業内容、安全衛生実施事項の報告
 - 元請けからの作業間連絡調整・安全衛生指示、指導事項・行事予定等の周知
 - (※作業計画掲示板等で、作業間の連絡調整、立ち入り禁止箇所・安全通路等の周知を実施する)
 - 健康状態の確認
 - ・朝礼時 検温、酒気帯びのチェックを実施する。
 - ②安全ミーティング
 - 作業計画に基づく、手順・RA・KY(行動目標) の実施
 - 作業員への作業間の連絡調整・指示の徹底
 - 作業員の健康状態確認
 - ③作業開始前点検
 - 足場・設備・機械・電動工具等の点検・持込時点検を作業開始前に実施する。
 - ④作業所長の巡視
 - 不安全状態・不安全行動等々は正・指導を徹底するとともに、巡視の結果（記録）を朝礼・打ち合わせ時等の指導に反映する。
 - ⑤作業中の指導・監督（職長・作業主任者・安全衛生責任者）
 - ⑥安全工程打ち合わせ（当日の作業間調整・翌日の作業間調整・作業予定等）
 - ⑦持ち場後片付け
 - 協力業者ごと持場の後片付けを徹底する。 5 S運動（整理・整頓・清潔・清掃・躰）を実施する。
 - ⑧作業終了時の確認・報告
 - 協力業者の元請けへの報告（安全打ち合わせ書欄にある、作業終了時間を記入する）
 - 退場時に酒気帯びのチェックを実施する。
- 2) 每週の実施事項
 - ①週間工程打ち合わせ・週間一斉片付けを実施する。（各作業所は実施日を月間工程に記入する）
- 3) 每月の実施事項
 - ①災害防止協議会の開催（毎月 1 回開催する）
 - ②定期点検・自主点検
 - 持込機械・設備・機器等の定期点検を実施する。
 - ③安全衛生教育
 - 安全衛生教育を毎月 1 回以上定期的に行い、安全衛生に対する感受性の養成に努める。
- 4) 隨時行う活動
 - ①入場予定者との事前打ち合わせ
 - ②新規入場者教育
 - 各作業所ごとの特性を踏まえた、事項を教育する。
 - ③持ち込み機械等の届出

6. 安全衛生パトロールによる災害防止の指導強化

- 1) 顧問・安全衛生室長・部門長・協力業者事業主によるパトロールは、視点を明確にして実施し、実態の把握と指導を徹底する。是正指示・是正確認の記録を厳格に行う。

安全衛生管理活動の留意事項

1. 建設労働災害、公衆災害の防止への取り組みについて

- ① 事前調査を実施し、「施工計画検討会・記録」に予想される災害防止対策を漏れなく反映させる。
(施工計画検討会・記録：部門長・作業所長・部門主任社員・安全衛生室長・協力業者 参画のもと作成)
- ② 公衆災害防止のため、工事関係者以外の第三者の災害を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国交省策定）の土木工事編・建築工事編」に基づき保安施設等を設置する。
- ③ 国交省が示した「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。
- ④ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通安全管理を徹底する。
- ⑤ 自主的な基準として設けてある「建設業労働災害防止規定」（略称：災防規定）の周知を図り、労働安全衛生関係法令の規定を順守する。

2. 安全衛生管理体制の確立と組織的な取り組みについて

店社及び協力業者を含めた安全衛生パトロールによる災害防止対策の指導を強化する。

社内規定「安全衛生パトロール実施要領」に基づき実施し、是正指示と是正報告・是正確認を徹底する：報告・記録・保管尚、指摘事項の他現場への水平展開＝安全衛生室長がパトロールの結果を取りまとめ各部門長に配付・部門長は部会で水平展開を徹底する。

作業所長は、作業所災害防止協議会等での協議を含め、協力業者の職長及び作業員と一緒に災害防止対策に努める。

3. 日常の安全衛生管理活動の取り組みについて

- ① リスクアセスメントに基づくリスク低減措置（安全作業打ち合わせ書の充実）
各工種着手前（施工計画・作業計画・作業手順）のRAを、毎日の作業打ち合わせ書の作業手順に反映し、実施状況を管理する。
毎日のRAを実施し措置を講じた後は、KYを実施し、行動目標（具体的）を設定して参加者全員で唱和する。
- ② 作業所長による安全巡視を毎日実施し、不安全状態・不安全行動を排除する。
毎日午前・午後各1回不定期に実施し、朝礼・安全打ち合わせ書で指示したことが遵守されているかの視点で巡視し、その結果を安全・工事日誌及び安全作業打合せ書に記録する。
- ③ 労働安全衛生関係法令・社内規定の遵守（法令違反は絶対しないこと。確実に遵守すること。）
- ④ 毎月の安全教育・訓練の充実
4時間/毎月の安全教育・訓練に講師等を招いての教育実施及びタイムリーな安全教育・訓練を実施する。
交通事故防止対策（もらい事故を含む）についても教育・訓練を行う。
- ⑤ 安全施工サイクル活動を確実に実施する。
無事故・無災害による工事完成を目的に、施工と安全を一体的に推進することを目指す。
- ⑥ 建災防方式「新ヒヤリハット報告」の活用（従来（2009年）からのヒヤリハットに代わり、令和3年10月より活用）
現場での新たな視点（ヒューマンファクター（人的要因）の対応とレジリエンス能力の向上）からの労働災害防止対策として開発された建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動を積極的に実施する。
(レジリエンス能力とは、「安全状態」を維持するために「柔軟で弾力的（レジリエント）な対応ができる能力のこと）をい、①予見応力、②注視能力、③対処能力、④学習能力の4つがある。

4. 安全衛生管理に関する創意工夫への取り組みについて

- ① 墜落・転落、飛来・落下・転倒、はざまれ・巻き込まれ、交通災害防止等での設備の工夫を実施する。
- ② 安全衛生教育、講習会、安全衛生パトロール結果により得られた情報等の創意工夫、及び「見える化：あんぜんプロジェクトを参考」等の事例を水平展開する。
- ③ 作業環境が厳しい作業所での環境改善等に関する工夫を実施する。
- ④ 作業中の道路等の事故防止。一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫を実施する。
- ⑤ 先進の安全設備、機械の導入（採用）
- ⑥ 標識・ポスター等による注意喚起（危険の見える化）等の推進

5. 安全協議会活動に関する取り組みについて（注）他業者と近接して工事を行う場合の協議会も含む

- ① 安全協議会の会長、副会長に積極的に立候補してリーダーシップを図る。
- ② 率先して安全協議会の開催、安全衛生パトロールの計画・実施に参加する。

6. 地域社会から評価されるような安全職場実現への取り組みについて

- ① 定期的に作業所周辺を清掃する。
- ② 作業所の情報・宣伝活動を推進する。（工事予定等の掲示板設置等…）
- ③ 過積載防止に積極的に取り組む。
- ④ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への配慮を行う。
- ⑤ 保安帽に協力業者名及び作業員氏名（正面へ名字（ひらがな）の貼付を行う。）
作業所における作業員としての責任感を自覚させ、発注者、地域住民の信頼を得る。
- ⑥ 使用機械、工事車両へ会社名等を表示する。
当社工事用の機械、車両であることをアピールする=他社との区別を明確化させる。
OP者の資格証写し・顔写真入カードを運転席外部に掲示する。

7. その他の取り組み

- ※ 必要とする作業への明確化を図り、職務に対する自覚を促す。
- ・職長・作業指揮者・作業主任者・監視人・誘導者・免許等々について腕章着用又は保安帽への貼付をする。
- ※ 職長・安全衛生責任者の常駐について
- ・協力業者（1次・2次・3次…）の職長・安全衛生責任者は職長・安全衛生責任者教育を受講した人を作業期間中は常駐させる。
また、「職長・安全衛生責任者教育」終了後、概ね5年経過された方を対象として平成29年2月20日付け基発0220第3号をもって定められた「職長・安全衛生責任者能力向上教育」受講を指導する。

安全施工サイクル

